

人口・社会統計部会
第6回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 6 回 人口・社会統計部会
議事次第

日 時：平成 20 年 2 月 19 日（火）10:00 ~ 12:04

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

1．開 会

2．議 事

平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について

3．閉 会

阿藤部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第6回「人口・社会統計部会」を開催いたします。統計委員会人口・社会統計部会の部会長をしております、阿藤と申します。

第6回部会では、平成20年に実施されます社会教育調査の計画についての審議を行います。今回審議をお願いします委員、専門委員、審議協力者については、お手元に名簿を資料1として配付してございますが、委員、専門委員、審議協力者の順に簡単に自己紹介をお願いいたします。

廣松委員 東京大学の廣松と申します。よろしくお願いいたします。

野村委員 慶應義塾大学の野村と申します。よろしくお願いいたします。

野島専門委員 文教大学の野島です。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木専門委員 東京大学教育学部の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

齋藤専門委員 川村学園女子大学の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

浅井専門委員 八洲学園大学の浅井と申します。よろしくお願いいたします。

総務省 総務省統計局国勢統計課の野呂と申します。よろしくお願いいたします。

経済産業省 経済産業省調査統計部の今井でございます。よろしくお願いいたします。

国土交通省 国土交通省情報管理部の石島と申します。本来ならば川上情報安全・調査課長が来るはずでしたが、本日は代理で参っております。よろしくお願いいたします。

東京都総務局 東京都総務局人口統計課長の小野島と言います。よろしくお願いいたします。

東京都教育庁 東京都教育庁教育情報課統計調査係長の宮澤と申します。倉田教育情報課長の代理でございます。よろしくお願いいたします。

神奈川県 神奈川県教育局教育政策の梶原でございます。安西課長の代理でございます。よろしくお願いいたします。

阿藤部会長 ありがとうございます。部会には部会長代理を置くことになっておりまして、部会長が指名することになっております。そこで本部会では廣松委員に部会長代理をお願いいたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。なお、本日は嶋崎専門委員と澤野専門委員の2人が御欠席でございます。

審議に入ります前に、まず本日の配付資料の説明及び全体の審議の進め方について、総務省政策統括官室の會田統計審査官からお願いします。

會田統計審査官 総務省で今回この審議の事務局を担当いたします、會田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

全体の審議の進め方についてでございますが、今回の社会教育調査は今年の秋に実施するというところで、今回はオンライン調査の方法の導入とか、そういった準備等もございませんので、今年の4月には答申をいただきたいという文部科学省の方の御意向がございますので、4月には委員会の方に上げまして、答申という形で出していただきたいと考えております。

今日を含めまして、4月までに一応3回の部会の開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1回目の今回は、平成20年の社会教育調査の改正計画につきまして、簡単に説明させていただいた後、この調査について皆様方、専門委員の方から御発言をいただきたいと思ひますが、その際には阿藤部会長に御用意していただきました論点メモに従って、順次進めていきたいと思ひています。

次回の部会は3月13日木曜日を予定しております。本日の審議の結果、残された課題等について御審議いただきたいと思ひております。できましたら答申の骨子案みたいなものが用意できれば、そのときには用意するようにしたいと思ひております。

3回目は3月26日水曜日を予定しておりますので、そのところで答申のとりまとめができればと考えております。

3回の部会審議を経た上で、4月14日月曜日に開催が予定されております統計委員会で答申を出していただくという形にさせていただきたいと思ひます。

次に、配付資料の説明をさせていただきたいと思ひます。

議事次第と資料1ということで、構成員の方々のお前のリスト。

今回の諮問分ということで「諮問第6号平成20年に実施される社会教育調査の計画について（諮問）」。

今回の改正の計画をポンチ絵にしたものが2枚ほど付いております。

諮問の概要が2枚紙です。

別添で承認申請の書類ということで、今回の承認事項に一部変更と調査要綱がございます。

そのほかにクリップ留めをしております資料があると思ひますが、社会教育調査の主要改正点、調査票、調査要綱の新旧対照表、調査票の新旧対照表、前回の調査票といったものが参考資料ということで一くくりになっておるかと思ひます。

一番下に席上配付資料という一くくりがあるかと思ひます。先ほど説明いたしました阿藤部会長の方から出されております、今回の審議のスケジュールといひますか。こういったことについて議論をしてはどうかという論点のメモ。

別添資料2で、浅井先生の方から御提出いただいております資料。

3のところ、前回の社会教育調査について統計審議会で当時審議した時の答申といったものがここに付いてございます。

1点、これは注意ということではないんですけれども、説明をさせていただきますと、この人口・社会統計部会は、現在この社会教育調査のほかに厚生労働省が所管しております別の調査も併せて審議しております関係で、皆様に御審議いただきます時に、この部会の番号が必ずしも連番にはならなくて、途中で次の社会教育調査の御審議をいただく時にも、部会の番号が飛んだりするようなことがあるかと思ひますが、その辺は御承知おきいただきたいと思ひています。

阿藤部会長 それでは、審議に入らせていただきます。

先ほど御説明のありましたように、本日も含め、3回の部会で答申をとりまとめるというため、効率的な審議が必要となりますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

それでは、諮問分の朗読、改正計画（案）及び諮問の概要について、引き続き、會田統計審査官からお願いします。

會田統計審査官 資料2-1をごらんいただけますか。一番上に配っております構成員の方々のリストの次のページにございます。

今回の諮問ということで「平成20年に実施される社会教育調査の計画について(諮問)」。

「表記について、平成20年1月21日付け19文科生第490号により文部科学大臣から別添『社会教育調査に係る承認事項の一部変更について(申請)』のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令(昭和24年政令第130号)第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める」ということでございます。

今回の諮問の内容でございますが、ポンチ絵2枚で簡単に説明させていただきたいと思っております。社会教育調査ということでございますが、広く生涯学習ということを考えたときに、学校教育の部分につきましては、学校基本調査という大変大きな指定統計がございまして、こちらの方で大分カバーしておるということで、公教育的なところを公民館を中心にとり、都道府県や市町村の教育委員会といったところで行っている社会教育といったところについて調査をするのがこの調査ということで、客体数につきましては、そこに書いてある数の客体でございます。

これは平成17年の数字ではなくて、平成20年で若干調査の統合とかをしております関係で、統合した後の形式になるという形でございます。

そのほかには、この社会教育調査の視野に入っていない部分につきましては、児童館であるとか、勤労青少年ホームであるとかは若干公的な施設の面もございまして、そういったところは今回の視野から外れているというところでございます。別途、文部科学省さんの方では体育・スポーツの施設等につきましては、別の承認統計で調べている部分があるということでございます。

純粹に民間の方の学習塾であるとか、そういったような生涯教育とか生涯学習といったことにつきましては、今回の視野に入っておりません。こういったところは営業面とかにつきましては、経済産業省で行っております特定サービス産業実態調査というところでもカバーしている部分がございます。今回御審議いただくのは、この社会教育というところでございます。

もう一枚めくっていただきまして「平成20年に実施される社会教育調査の方の改正内容」でございます。大きな変更点だけそこに書かせていただいております。

1点は、平成17年のときに、この調査は3年おきに実施しておりますけれども、平成17年のときの調査との比較で申しますと、上半分のところで左側に「平成17年」と書いてありますが、このときには社会教育調査という指定統計調査と社会・教育施設調査という

承認統計の2つで分かれてカバーして、全体の社会教育施設を調査していたというところがございしますが、今回の平成20年におきましては、この2つの調査を併せまして、1本の社会教育調査の中で調査をするという形になっているものです。

こういった関係で博物館のところに博物館類似施設であるとか、体育施設の中の民間体育施設であるとか文化会館調査というのが今回こちらの指定統計の方に入るといことです。

あとは今度新たに生涯学習推進センター調査ということで、都道府県等に置かれております生涯学習推進センターと銘打っているような施設といったものも今度は範囲に入れていくことを予定しております。

「2. 調査事項等の改正」につきまして、具体的な調査事項に関してですが、調査票等については先ほどお配りしました参考資料に入っております。簡単に言いますと1の(1)施設の老朽化、耐震化といったものについて調査事項を追加しているという点がございします。

生涯学習社会の実現に向けてということで、学級とか講座、学習内容でこういったものを実施しているかを調査票に書いていただいている部分があるんですが、従来は大きく6分野に分けて記入していただいています。たとえば教養の向上であるとかスポーツであるとか、そういったところで分類分けして書いていただいておりますけれども、今回はそれを80分類に細分化して書いていただく。教養の向上ということであれば、それぞれ文学であるとか歴史であるとか、そういったものもちょっと中身を細かくした分類で書いていただいて、実態を把握して、今後反映をするということをご予定しております。

ボランティア活動というのも行われておりますので、例えば公民館調査だとか、そういったところで登録しているボランティアの団体があるのかどうかといったもの。ボランティアに対して研修を行っているかどうか。ボランティアの活動の種類とかといったものについて新たに聞くこととしてございします。

2番目につきましては、この調査は従来からオンラインではなくてデジタルの調査票で提出していただくことをやってきておるわけですがけれども、今、政府全体の方針としまして、政府が実施します統計調査について、共通の窓口をつくって、そこでオンラインで調査票を提出していただけるという政府統計共同利用システムを開発して、19年度から試験運用とかが始まっておりますけれども、これを利用して、こういった社会教育施設の方からもオンラインで調査票を提出できるようにといったものも選択肢の1つとして導入していくということをご予定しております。

集計事項の変更につきましては、この社会教育調査の結果、市町村等において、いろんな施設がどれだけあるかということで、文化的な側面を表す指標、地域の側面を表す指標等などにも使われることがたくさんありますので、市町村別の集計結果表の充実であるとか、そういったところをご予定しております。

簡単でございますが、以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から今の説明に何か補足しておく事項がございましたら、お願いします。

文部科学省 文部科学省生涯政策局調査企画課長をやっております神代と申します。よろしくをお願いします。

今、御説明いただいたことについて、特に補足等はございません。

阿藤部会長 わかりました。

それでは、審議を効率的かつ円滑に進めるために、つまり3回しかございませんで、4月までにという非常に時間が少ないものでございますから、私の方で本件に関する論点を整理したメモをお配りしております。

そこでまず論点メモについて御説明いたします。これは席上配付資料の中の別添資料1というのがございます。論点メモの構成は1～8までございまして「1 調査の統合」「2 調査の母集団情報等」「3 調査の新設」「4 調査対象の拡大」「5 調査事項の追加」「6 オンライン調査の導入」「7 集計事項の改正」「8 課題への対応」ということでございます。

「1 調査の統合」につきましては、先ほども若干御説明があったかと思えますけれども、生涯学習、社会教育施設調査、従来の承認統計を社会教育調査に統合するというところでございます。これが妥当かどうかということです。

2は、調査の母集団情報は適切に収集されているかどうかということです。

「3 調査の新設」で、この調査は実際には非常に一本の中に多くの調査票が入っているというのはそういう形式ですが、今回、地域における生涯学習を推進するための推進機関である生涯学習推進センターを対象とする調査を新設することが妥当かどうかということでございます。

4の は、図書館調査について、地方公共団体の首長部局所管の図書館同種施設を調査対象に追加することが妥当かどうか。

に、青少年教育施設調査及び女性教育施設調査について、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を調査対象に追加することは妥当かどうかということがございます。

「5 調査事項の追加」でございます。には、施設の老朽化、耐震化に対応するため、施設の建築年・建築物の構造別の状況を把握する項目を追加することは妥当かどうか。

は、生涯学習社会の実現に向けて、公民館や生涯学習推進センターの在り方を検討するために、提供する学級・講座の学習内容別区分を細分化したメニュー約80種類を用意して、事業内容・利用状況を詳細に把握する項目を追加することは報告者負担軽減の観点等から妥当かどうかということです。

には、社会教育・生涯学習を支えるボランティア活動を振興するため、ボランティアの活動内容を把握する項目を追加しているが、適切な把握項目となっているかどうかとい

うようなことが追加事項でございます。

「6 オンライン調査の導入」で、これによって従来と異なる事務が発生すると考えられるが、これらの事務は円滑に進められるかどうかということでございます。

「7 集計事項の改正」でございます。集計・公表の充実（整理）を図るべき点はないか。また、市町村別の集計を行う事項について、追加すべき事項はないかということでございます。

最後に「8 課題への対応」ということで、前回の調査で御審議がありました諮問第301号答申で今後の課題とされた事項についての対応は十分かどうかということです。詳しくはその際にまたお話をします。8つの論点ということで整理させていただいております。

以下、調査実施者である文部科学省生涯学習政策局からは、この論点メモに沿う形で考え方や具体的な対応方策などを整理した資料を部会に提出していただいております。席上配付資料の別添資料6「論点に対する見解（文部科学省作成）」が配られております。

したがって、本日の審議は論点の項目ごとに文部科学省から提出資料の説明を聴取し、その後、委員、専門委員、審議協力者の方々に御議論いただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

同じく席上配布資料の別添資料2に「浅井委員提出資料」がございます。これもそれぞれについての御意見がございますので、これは個々の論点を議論するときの一つひとつ御発言願ってというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

1つの項目につきまして、おおむね15分程度で議論していきたいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。全部で3回ございますので、今回どこまでできるか。残った部分については次回の部会で議論するというふうに進めたいと思っております。

早速ですが、第1番目の論点「調査の統合」につきまして、まずは文部科学省の考え方などを資料に沿って5分程度で御説明をお願いします。

文部科学省 それでは、「1 調査の統合」でございます。その前に別添資料6の一番最後のページをごらんいただきたいと思います。これは前回、平成17年の調査の折にいただいた答申の中で、今後の課題とされた事項であります。

この括弧の中に書いてあるところでございまして、その中で特に4行目の真ん中の後半辺りからですが「社会教育・生涯学習の全体像を把握し、行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、次回調査までに、調査の在り方及び調査体系を見直すことが必要である」という答申をいただいていたところでございます。

1のところに戻っていただきますが、今回この承認統計、生涯学習・社会教育施設調査という従来、承認統計で行ってございました部分を指定統計である社会教育調査に統合することは、まさにこの答申の趣旨に沿うような形で生涯学習あるいは社会教育の全体像を把握するという観点からの調査体系の見直しということで、私どもとしては考えた次第でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

野村委員 最初ですので、少し体系みたいなお話をしたいと思います。前回の答申のときに資料を少し配付したんですけれども、体系の見直しを検討することが必要である。生涯学習なり社会教育という枠組みの中で、生涯学習と生涯教育という言葉があるかもしれませんが、その区別が仮にありますと、生涯教育の方が全体的に包括するかもしれませんが。

ただ、どういう形で認識をするかといったときに、社会教育はもう少し体系論としてとらえますと、1つの点だったりするのかなと。生涯教育は時系列の線であったり空間的な軸としての教育の有機的な結合とか、学校教育とか民間も含めた体系なのかという形で、この根底にも全体として一応描かれているわけですが、その中で1つの加工統計のような認識が感じられるんですけれども、全体としてとらえますと体系性があるって、その中で何が取られているかということで、あるいは大きく何か欠けているような生涯教育という理念の転換をしたときに、やはり教育の施設の利用者というか、まだ若干施設の方の重点から抜け切れていないような施設の利用者の調査がどうなっているか。

利用者の世帯属性とかも勿論あるでしょうし、年齢とかその人のライフサイクルの時系列的な線の上で、どういう社会教育のサービスを提供しているのかという部分も重要な視点ではないかなと思います。

一方で、その利用者の働き方、労働という視点。あるいはその利用者がその施設を利用するときどういう交通手段によって来ているのか。地方ですと車でしか行けないとか、そういう中でケーパビリティの問題もあると思うんですが、そういうものの中でももう少し体系論を全体として描くというものが、本来あってしかるべきではないかという形のイメージがあります。

もう一つ重要なのは、やはり経済性の評価ということなんだろうと思います。経済センサスに対しても名簿作成という大きな役割があるということが今、廣松先生のお話にありましたが、もう一つはやはり、その経済センサスなりに補足しようとしたときに、この社会教育なり生涯教育というものの公共サービスを含んだ形のアクティビティーといいますが、生産活動をどのようなサービスを提供していて、それがどのような投入構造を持っているのかという経済性の評価、費用コストの評価の視点が重要になるのではないかと思います。

その中でこの前も医療統計がございましたが、医療統計で言いますと利用者調査があり患者調査があり医療経済の実態調査がある。非常に医療施設のキャパシティーの面と利用者の面と経済性の評価の面の3つが分離しながらも結合して体系性を持っているわけですが、生涯教育というものもその体系性の議論がやはり行われるべきなのかなというところは、ここでも検討されるべき課題であると私自身は思います。17年の答申のときに類似した議論が廣松先生の下でされておりまして、生かされるべき議論であり、また統計委員会全体で見ますと、WG3という枠組みの検討なのかもしれませんが、人口・社会統計の

分野においてもやはり体系性というのはあるんだろうということをコメントさせていただきたいと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。これは大変大きな問題ですが、しかし、前回の答申の中で調査体系の見直しということもございましたので、文科省としては今回の形で一応の対応をしたということですが、もう少し広げて今の野村委員の御意見に対しては、どんなふうに考えられますか。

文部科学省 大変重要な御指摘だと思っております、昨日の親委員会でも竹内委員長の方から、やはり施設から見た調査というようなイメージがまだ残っているというようなコメントもございました。

私どもとしては、そこは非常に課題としては認識しておるところでございますが、今回に関して申し上げます、やはり生涯学習という社会を実現していく上での中核的な役割を担うものが社会教育であろうという認識に立って、その社会教育における教育事業を提供しているところの実態をまずはおさえようという基本認識からなるべく体系的な整理をしたいと思います。

今回についてはそのところを優先的に検討したということで、どうしても従来の施設を主点とした調査というところからは確かに脱却し切れていないところはあるかと思いますが、その範囲内で例えば学習内容について、より詳しく把握するとか、あるいはボランティアの活動状況、それに対する研修状況を把握するということから、なるべくその利用者あるいは学習者の視点からのデータというものも可能な限りで取れるような工夫はさせていただいたつもりであります、もう少し抜本的な大きな話ということについては、今後さらなる検討課題だろうとは思っております。

阿藤部会長 ありがとうございます。おっしゃるように確かに施設、サプライサイドの調査ということで、野村委員のおっしゃったことは、広くはダイヤモンドサイド。利用者がどういう属性で、どういう方がこれを利用しているのかはなかなかつかめていない。

そういう問題と、もう一つは経済性ですね。そういう2つの面がありましたが、これは今回どうこうというのではなくて、今、基本計画部会の方で、第3ワーキンググループは人口・社会統計のいわば体系性を見直しと基幹統計の指定とか、そういうものを現在審議中でありまして、そういう意味でこれはいわゆる教育統計という中では、まさに格好のテーマといたしますか、中心的なテーマになろうと思しますので、そこで少なくとも詳細な議論をする。この部会としては、そういうものの必要性みたいなことを答申に盛り込むみたいな形でできればと思います。

ほかにございますでしょうか。

廣松委員 簡単な質問で、ポンチ絵で体育・スポーツ施設現況調査というのが別途ございます。今回この調査に関しては体系の中に入っていないんですけれども、それは何か特別な理由があるんでしょうか。

文部科学省 体育・スポーツ施設現況調査の場合は、ここのポンチ絵にありますように、

いわゆる社会教育施設を整備するものもあれば、学校に体育施設以外の職場にあるようなものという、ちょっととらえ方が異なっておるものですから、そこについては社会教育調査とうまく整理ができればよかったです。そのところは今回はこういう形で、スポーツ施設の現況調査のところとはうまく整理がつかなかったというのが正直なところ。す。

廣松委員 確認ですが、社会教育のところと今の体育・スポーツ施設現状調査の重なっているところで、公立社会教育施設附帯の施設とありますが、これは社会教育調査の中の体育施設も含まれていると考えればいいですか。別ですか。

文部科学省 すみません。この公立社会教育施設附帯の体育施設は、社会教育施設の対象に入っておりません。

會田統計審査官 ここに書いてあります社会教育調査の方の体育施設で、これは6万4,800と書いてあるんですが、これのところには市立体育館とか県立体育館とか体育館単独としてあるような施設。それから、今回17年のときの承認統計を加えた関係で、民間のテニス場だとか剣道場だとか柔道場だとか、そういったものはここに入ってくるということになります。

この重なっているように見えます公立社会教育施設附帯の体育施設というのは、例えば青少年教育施設のところには体育館が一緒にあるとか、そういうものは今回の指定統計では、そういう体育施設があるかないかと聞くんですが、その具体的な施設の内容については聞いていないということで、体育・スポーツ現況調査の方で調べていく。

こちらの体育・スポーツ現況調査の承認統計はどういう範囲になっているかというと、学校の体育施設、学校の体育館とかがあったりとか、そういうものの設備の状況を調べるということと、職場スポーツ施設と書いてありますが、これは一般の人に開放されていない企業の体育館。恐らく何とか企業の大きなところの体育館。そういったところの施設の状況を調べているということで、体育館だとか運動場だとかがあったときの施設の状況を調べるのはこちらの承認統計になっているということです。

そのところに入ってこないのが公立の体育館そのもので登録しているものについては、社会教育調査の方で入るので、こちらの方では調べてはいないということになります。

廣松委員 わかりました。

阿藤部会長 体育館はそういう意味では又割り状態ということですが、ほかにはいかがですか。

野村委員 民間の体育施設がこの中に調査対象として入ったときのアウトプットの出し方なんですけれども、社会教育というアクティビティーなり産業という視点と、一方で民間であるか公的であるかという経済統計の制度部門という、ヒンシュジョンユニットという視点はやはり分離しておくべきだと思うんですけれども、そういう中のアウトプットの出し方に関して、是非ごちゃまぜにせずに分離したような形で、利用可能なような形をお願いしたいと思います。

事務局に1つお聞きしたいのは、生涯学習という言葉のターミノロジーなんですけれど

も、学校教育があって社会教育があるという形の中で、全体としてくくったときに、生涯教育ではなくて生涯学習とするところは、何かターミノロジーとして識別があるのでしょうか。

文部科学省 これは旧文部省も従来は生涯教育という言葉を使っていた時期がありましたが、大体1980年代終わりぐらいからだったと思いますが、従来あります社会教育局を生涯教育局ということで組織変更いたしました。

そのときの考え方というのは、教育というのは先ほどの議論にも出てきましたけれども、サービスを提供する側からの視点であると。生涯学習という概念は、いわゆる一般国民の側から、いつでもどこでも学びたいときに学べるという、その学習者の方から主体的な働きかけをする作用。そういうものに対して、行政として、そういう活動をいかにサポートできるか。そういう視点の転換を行いました関係で、現在は生涯教育ではなくて学習という言葉を使っております。

阿藤部会長 第1点の方の体育施設を民間と公的なもので分けてアウトプット、集計を出してほしいと、具体的にはそういうことになるんですか。

野村委員 そうです。ちょうどクロスクラスファイされるようなイメージなのかなと思います。

文部科学省 そこは分けて集計をします。

阿藤部会長 それでは「1 調査の統合」につきましては、大体よろしいでしょうか。幾つかの論点が出ましたけれども、先ほど整理したようなところでいきたいと思います。

「2 調査の母集団情報等」の審議でございます。これについて、また文部科学省の方から御説明をお願いします。

文部科学省 母集団情報の収集でございますが、この図にあるとおりであります、国立あるいは独立行政法人といった施設の情報については文科省の方で、前回の調査の結果及び文科省として独自に持っている情報に基づいて調査対象を特定するということになります。

それ以外のものでありますけれども、これは各都道府県の教育委員会の方で、前回の調査結果で出てきたもの。それに加えて、18年度の事業所企業統計名簿、自治体が独自に持っております施設情報。この3つを活用いたしまして、母集団の特定をやっていきたいということを考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、質問等でございますが、よろしく申し上げます。

浅井専門委員 指定統計の場合、実態のところを考えますと、実際にお書きになる方々は悩まれているんだろうなというのはよく聞くところありますので、なかなか難しいところがあるんだろうと思います。

特に生涯学習の領域は、自治体の場合に教育委員会から首長部局に施設がこれからどん

どん移行する可能性がありますので、そうしますと名称とか施設の在り方もどんどん複合化とか、私どもが今までとらえていたものを超えるような施設が増えてくる可能性がありますので、担当者の方々も恐らくどこまでをそれぞれの施設として含めればいいのかということにかなり悩まれるのではないかと思いますので、是非ここでお書きしたのは、自治体のそういう実際に書いていらっしゃる方々から、できるだけ御意見を伺っていただきたいということでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

文部科学省 全く御指摘のとおりだと思っております。今回はそういう調査対象を広げるというような関係もございますので、その説明会の場できっちり丁寧に説明していただくことは勿論でありますけれども、日常的にも実際の方々からの問い合わせのようなものについては、きっちり対応をしていきながら、是非そういう遺漏のないように努めたいと考えています。

阿藤部会長 よろしく願います。これに関して、ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

浅井専門委員 先ほど首長部局に移ったときに施設の在り方がかなり変わってくるのではないかとことを申し上げましたけれども、もう一つはやはり民間なんです。私はこれを拝見していて難しいだろうなと。

先ほども申し上げましたけれども、体育とか文化会館等の会社とかが入っているところは大変だろうなと、実際のところは思っております。ただ、こういうものはある意味で継続的に蓄積していくことによりまして、だんだん範囲も確定していくということもあるもので、やってみるといふことかなと思いました。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。どうぞ。

廣松委員 たしかこれも前回のときに話題になったことで、教育委員会の所属の方が日々いろいろなところをごらんになって、新しく出てきたものを名簿に追加するという作業をなさっているということですので、そこはかなり地道な努力だろうと思いますが、先ほど申し上げましたような意味で母集団情報は大変重要なものですので、そこは是非継続をお願いをしたい。

その意味では、先ほど浅井専門委員のおっしゃった点と私も同じということを強調しておきたいと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかにはございますでしょうか。

では、これにつきましては、要するに公的なものにプラスして民間が入ってくるというのは、非常に調査ネットから行くと教育委員会とか、そちらの方から民間の方を調べることがどうしても入ってくるので、一工夫、一努力が必要だということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

文部科学省 はい。

阿藤部会長 それでは「3 調査の新設」に移らせていただきまして、また文部科学省の考えをお願いします。

文部科学省 今回、生涯学習推進センターを対象として新設することにしたいと考えております。これにつきましては、もう既に実態として、そのような施設がたくさんできているわけですが、実はこれまでの社会教育調査の中では、正直言って把握してこなかったところでもあります。

ただ、その一方で実態として各地にたくさんできているということもありますし、それが一定の地域における生涯学習推進の役割を果たしているということについては、これはもう紛れもないことでありますし、また特に一昨年の12月に成立いたしました改正教育基本法の中でも、第3条の中で新たに生涯学習の理念ということが明記されております。文科省としても、この規定に沿った形で生涯学習振興のための施策を更に推進していくことが非常に重要な課題であると考えています。

そういう意味では、20年の今回の調査において、まずは各地にどのようなセンターがあって、どのような施策を行っているかというような基礎的な情報をやはり把握しておくことは非常に大事であると考えています。

そこは今回新設をしたメインの理由でありますけれども、もう一つ、付随的な話ではありますが、実は平成17年度の調査におきましても、一部その生涯学習推進センターというのが上がってきております。これは実は公民館類似施設の中に実は一部入っております。調査客体、特に自治体の方々の間での認識のずれと申しましょうか。その辺のところをそういう形で上がってきたのではないかと考えておまして、今ある公民館の類似施設の中から生涯学習推進センターを切り離して、新たなカテゴリーとして従来とらえられていないものも含めて、今回把握をする。そういった意味合いも込めまして、今回このような調査を新設したいと考えておる次第でございます。

ただ、これにつきましては、既にそのセンターの定義をどうするのかということが非常に大きな問題としてあろうかと思っております。これについては現在、私どもの方で考えました案が果たして必ずしも最善のものかどうかについては、私どもも100%自信があるわけではございませんので、是非そこは委員の皆様のお知恵をお借りしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

阿藤部会長 ありがとうございます。調査の新設と言いましても、具体的にはこの生涯学習推進センターを新たに調査対象に加えるということですが、これは各地域でどんどん増えてきたという中で、必ずしも単独の施設であったのははみ出ないということになって、今まで少しずつもれていたところをはっきり表に出して、調査対象として定義をし、調査をするという計画になったわけですが、これについて、また浅井先生から出ておりますので、お願いします。

浅井専門委員 1ページ目の下の方の4のところから申し上げます。慣習なんですけれども、私どもは都道府県立のセンターを生涯学習推進センターと呼んでおまして、市町

村立のものは生涯学習センターと呼んでおります。審議会の答申などもそう書き分けてございますので、このタイトルを生涯学習推進センター調査としますと、かなり混乱が起きるのではないかとこのことをまずここで挙げさせていただきました。

生涯学習推進センターの母集団をどうするのかということなんですが、実は生涯学習センター機能を持っているところにいろいろな名称がさまざまなんです。総合社会教育センターという名称とか、あるいは情報文化センターとか、非常に重要な活動をされている都道府県のセンターもございまして、このセンターということの名称が付くかどうかということで母集団をお取りになるのは、非常に危険なのではないかということが5でございます。

次のページにまいりまして、そこでどうするかということなんですけれども、調査の名称を生涯学習推進センター相当施設を含む生涯学習センター調査とか、ちょっと長くて申し訳ないんですが、あるいは生涯学習センターで生涯学習推進センター等と私どもは呼んでいますので、含むと言えば関係者はわかりますので、そういう名称にしていれば混乱はないのではないかとこのことをここで挙げさせていただきました。

6番ですが、詳しく見てみますといろいろと困ることもありまして、センター機能を持っている施設としまして、都道府県の中にはいわゆる教育センターがありまして、この教育センターの中には当然、学校教育関係の部署と生涯学習関係等がございまして、これを対象としてこういうセンターを挙げるべきなのか。でも、落とすとしても、また私たちから見ると非常におかしいという気持ちがありますので、取扱いは是非、先生方からも御意見を伺いたいと私も思っております。

7番目です。いわゆる市町村立の生涯学習センターは名称がまずさまざまでございます。センターという名称は必ずしも付いておりませんで、生涯学習館とか全く愛称的な名称を付けているところ。特に市町部局などになってきますと、もっといろいろな名称もありますし、複合的な施設そのものを生涯学習センターと呼んでいるところもあるということを知っております。実態としましては、貸し館に過ぎないという地域もあるようです。

しかし、そうは言っても結構選択機能を持って、幾つかの業務を行っているところも多いのではないかと思いますので、そこは実際に全国に調査してみなければ、どういう実態が上がってくるかはわからない。少なくともさまざまなものがありますということが7番目でございます。

8番目としまして、生涯学習センターと文化会館がダブルカウントされないようにする必要あるだろうと思います。これは何とも言えないんですが、文化会館とセンターの機能をかね併せてという形でつくっている自治体もあるように思われております。

ここでは申し上げておりませんが、1つは生涯学習推進センター調査を行うことによりまして、センターでは研修を行っていますから、研修機能がどうしても入ってくると思います。特に都道府県がそうなんですが、そうしますと行政調査の方の教育委員会の方の調査に上がっていたものがセンターの方にも入ってくるということで、教育委員会調

査の方の研修の継続性というものが一時的なものですけれども、がたっと落ちてこちらにくるということはあるのではないかという気はいたします。

対策案ですけれども、やはりセンターですから、名称でとらえても何もどうすることもできないだろうと思ひまして、機能でとらえていただきたいということで、文科省の方から挙げていただきました、四角の中に囲んである機能ですが、そこを ~ まで挙げさせていただきまして、 ~ につきましては、情報の収集整理提供と学習相談は分けた方がいいだろうと私は思っております。あとは大体同じようなもので、これは振興法の第3条に基づいて出させていただいております。

ただし、講座の主催とか実施は当たり前でして、それでもいいですよと言いますと、それでは選択機能は一体何なのかということになりますので、場所の提供と講座の開催のほかにこういう機能持っていければということにした方が、選択機能という意味でははっきりするのではないかとということで、そこに書かせていただいております。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。詳細なメモで2~8番まででございますが、要はいろんな形で出てきたものなので、名称や機能も非常に複合的で、あるいは名前も違っているとかいうことがあって、これをどう整理してつかまえるのかということなんですが、今日の段階で文科省の方から何かございますか。

齋藤専門委員 その前に私の知っている範囲で、今の浅井専門委員の説明に補足させていただきます。

今、施設は指定管理制度の導入で、名称も変わってきたりということが当然出てくるんですけれども、例えば私が承知している範囲の中でいきますと、生涯学習センターと言っている中に図書館と公民館を併設してインクルードされているわけです。

最近ですけれども、青少年の宿泊施設を持っていた県立の施設を市に引き取ってもらって、そこで生涯学習センターをつくって、宿泊機能を持っていますし、一部、研修機能も持たせている。

生涯学習センターと言いながら中に図書室という形で置いていたりとか、いろんな意味の複合は県よりも市の方の実態があるかと思ひます。施設そのものは御承知のとおり常用設置という形になっておりますので、そこらはどこかで線引きをしておかないと、記入する担当者が、これは生涯学習センターだなと実態がわからないまま、ここにチェックを入れたりする可能性が十二分に出てくると思うんです。そこはもう少し現状把握をしておいた上で調査をしないと、書く人によって理解が全く違って来るだろうという感じが、今の浅井専門委員にプラスして申し上げたいです。

阿藤部会長 ありがとうございます。

文部科学省 できれば、ほかの委員の皆様方の御意見をお伺いした上で、まとめてお話しさせていただければと思ひます。

阿藤部会長 では、ほかの委員の方、あるいは審議協力者の方で自治体の方から何かご

ございますか。

神奈川県 神奈川県でございます。新しく生涯学習センターができて、私の方でも生涯学習文化財課で確認しまして、既存のものは今ないもので、生涯学習関連拠点ということで、本件の場合は市町村で12くらいを持っているんですが、実際のところ、私どもの県もそうなんですが、市町村のところは先ほど先生もお話になっていましたように、機能的なもので貸し館だったりいろんなところもありますので、定義のときはより明確な形にしていただければ、私どもも調整しますが、今のところは生涯学習文化財課の方でも関連施設として集めているところで、少し定義があやふやで、もしかすると私の勉強不足であれば恐縮でございますが、条例だけではなく要項でも設置しているところを市町村で拠点として挙げているところもあるかもしれませんので、条例は条例で限定するならば、それでよろしいと思うんですが、そのところも整理をいただければという感想を持ちました。

阿藤部会長 ほかにございますか。どうぞ。

鈴木専門委員 もう既に文部科学省の方も御承知のことだと思いますが、私の要望を言っておきます。実は平成11年3月付けで、当時の生涯学習局の生涯学習振興課がある調査機関に投げた調査がございまして、生涯学習センターの全国実態調査がございまして。

それは実は私も関わったことがあるのですが、極めて困難でした。都道府県のものとし市町村のものを見たのですが、端的に申し上げると、そういうことでございます。

都道府県について把握するのはかなり簡単であると思います。生涯学習センターの協議会もございまして、その辺りはかなり簡単だと思います。文科省がその定義の基礎にしております答申等でのこと。あるいは生涯学習振興法での規定などを参照すれば、それでいけるんだろうと思います。

ところが、先ほどからもう出ている話なんですが、市町村レベルになりますと、いろんなケースがあるわけですし、先ほど齋藤先生のお話の中にもあったと思うんですが、図書館と公民館を併せたものがそれぞれが単独にやって、上にその名称として生涯学習センターと言っている。

その場合には、図書館は図書館で公民館は公民館で取るというようなことで、今度はこの調査では多分出てこないはずですが。だから、何を取りたいのかということがよくわからなくて、1つの場合には公民館の類似施設で、その旧来のままでもいいということも考えられると思うのですが、都道府県のところは是非取ってくださった方がいいわけだと思いますし、市町村の方は分けて考えることが必要ではないかとも思います。

とりあえず、以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

野島専門委員 浅井専門委員がまとめてくださったのは全く自治体であって、私も自治体に関しては同感なんです。市町村まで入れると本当にどうしていいかわからないようなところがありますから、もうちょっと限定をして、都道府県あるいは政令指定都市ぐらいにあるのが現実的だと思います。調査そのものは中教審で基盤整備の施設として既に挙が

っているわけですから、それがどのような形で機能しているのかを見ることは、やはり生涯学習調査としては大事だと思います。

具体的にどうするかというときに、だれが見ても自分のところの施設はそれに該当するかどうかははっきりわかるというのが大事だと思います。そういう点では機能の場合には、入っているとえば入っているし、入っていないとえば入っているし、入っていないとえば入っていない。程度の問題がありますので、それも大事なんですけれども、やはり条例を設置しているかどうかとか、あるいは名称でその名称が使われているかどうかということ。やはり現実的にはそれを条件にせざるを得ないのではないかという印象を持っているんです。

だから、そういう点では、現状把握に関しては限定的かもしれないんですけれども、それは質問書を書く方からすると、やはり労力からしてもそれが限度だという印象を持っています。

阿藤部会長 どうぞ。

浅井専門委員 先ほど申し上げましたように、例えば私どもが当たり前と思っています都道府県の総合社会教育センターが、条例とか名称だけで行きますと落ちてしまうんです。生涯学習推進センター調査といいましても、これは都道府県レベルですけれども、本格的に実態と合わないという気持ちになります。それが市町村でも同じことになっていくと思います。そこは機能ということを上げたんなんですけれども、ほとんど落ちてしまうのではないかと思います。

以上です。

阿藤部会長 一辺り御意見が出たようでございます。

文部科学省 ありがとうございます。実は今、委員の先生方から出てきた御意見を拝聴しておりまして、まさに我が省の内部で行っていた議論とよく似ているという非常に僭越な言い方でございますが、そこはまさに私どもも悩んでいるところでございます。

実はこの生涯学習推進センターに関して一番の問題は、いわゆる国の法律なり政省令なりできちんとした定義が定められていないということがございます。これは勿論、今後の大きな課題ではあるんですけれども、そうは言ってもそういうところを待ってはいいつまで経ってもセンターとしての活動の実態の把握はできないということもありますので、何らかの定義を定めて網にかける必要がある。

そういうことで、私どもとして、ある程度きちんと明確な基準として使えるものということになりますと、やはりどうしても平成2年の中教審の答申で示されたものしか使えるものがない。ただ、やはり機能だけで定義をするとすると、その調査を実施する実際の関係者の方々の間では、やはりどうしても明確になりきれないところがある。ある程度のそういう意味での外形的といいますが、一目見てわかるような明確な基準というものもそこに加味していく必要がある。

それと先ほど申し上げた公民館類似施設の中に混じっている生涯学習推進センターを何

とか切り分けるための明確な基準も必要であるということで、条例設置であるとか生涯学習が名称に入っているものといったようなものを考えてみたのでありますが、そうなりますと今度は確におっしゃるとおり、静岡県のようなタイプのものについては落ちる可能性があるということで、非常にジレンマがあるのが正直なところでございます。今日いただいて意見も踏まえて、私どもとしても更に検討していかなければと考えております。

阿藤部会長 ちょっと不案内で申し訳ないんですけども、複合的な施設の場合に建物などの中にあるものというのは、例えば3つぐらいのものに分かれたときに、それぞれについて書かれるということになるんですか。

文部科学省 そういうことになります。

阿藤部会長 この問題は調査実施者の方でも大分お悩みのようでございまして、実態がそういうことなのでとらえ方が難しいということで、いろいろと御意見が出ましたが、結局なかなか難しいということで、条例、名称、機能をどう組み合わせ、うまくつかまえるかということだと思うんですけども、また御検討をお願いしたいと思います。

それでは「4 調査対象の拡大」につきまして、文科省から御説明をお願いします。

文部科学省 現在やっております図書館、青少年教育施設、女性教育施設のものとついて、対象の範囲を拡大するというものであります。

図書館につきましては、地方公共団体の首長部局所管の図書館同種施設を追加したい。青少年及び女性教育施設についても、独立行政法人あるいは地方公共団体の首長部局所管の施設を対象に加えるというものでございます。

これは従来は教育委員会所管のものに限ってございましたけれども、この分野につきましては近年、特に首長部局の所管ということで活動しておる施設が増えているということで、やはりそこも含めてとらえる必要があると。その方がより実態を把握するという意味ではベターであるということで、こういうことを考えたいというものであります。

1点補足です。浅井専門委員の方から御指摘がありました、その類似施設と同種の違いは何かという御指摘がございましたが、実は図書館につきましては図書館法の中で図書館同種施設という規定になっておりますので、その法律の規定に従ったということで、余り実質的に類似と同種については意味の違いはないのではないかと考えております。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。浅井専門委員の方のメモにつきましては、ただいま御返答がございましたけれども、いかがですか。

浅井専門委員 気になりましたのはそこだけで、あとは拡大することは当然だと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

野村委員 学習内容区分80種類ということで、そういうのは非常によろしいのかなと思うんですが、施設の老朽化、耐震化に対応するためという構造別の状況というのもあり得る選択肢ではあるかと思うんです。

阿藤部会長 今はその1つ前のテーマです。

野村委員 失礼しました。

阿藤部会長 では、次のときにまたお願いします。

「4 調査対象の拡大」ということで、図書館の同種施設を含めるということと、従来に行われた青少年あるいは女性の施設について、所管の違うものですかね。独立行政法人と地方公共団体の首長部局所管のものを含めることについてどうかということです。

廣松委員 私も当然、首長部局が持っているものに関しても調査範囲は広げるべきだろうと思います。ただ、これは教えていただきたいんですが、資料2-2に先ほど施設数が大体それぞれに挙がっておりますが、例えば図書館の2,979というのは既に含んだ数になっているのでしょうか。

文部科学省 まだこの中に入っておりません。

阿藤部会長 ほかにございますか。

浅井専門委員 もう一つ確認させていただきたいんですけれども、私はこの独立行政法人というのは、地方公共団体の独立行政法人だと思ったんですが、国も入るといいますか。

文部科学省 これは国の独立行政法人のことでございます。いわゆる地方の独立行政法人立のものというのは、現時点ではないと思います。

浅井専門委員 ちょっと調べますので、先に進んでいて結構です。

阿藤部会長 どうぞ。

野島専門委員 その間を使って1点申し上げたいと思います。この青少年と女性に関しては、やはり国の機関も文部科学省と内閣府の両方に関わっていて、内閣府の場合には青少年健全育成、あるいは女性教育の場合には男女共同参画という形で、実際には施設も団体ももういろんな形で一緒になっているようなところがありますね。ですから、これはやはりこういう形でもって両方を見ていかないと、なかなか補足することは難しいと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。どうぞ。

鈴木専門委員 関連です。拡大していくのは結構だと思うんですが、そのときに今、野島先生のお話とも関連しているんですが、地方では青少年婦人会館というところがあるわけです。そういうのはどういうふうに扱うのかもきちんとしたルールをつくっておかないとわからなくなりますので、よろしくをお願いします。

阿藤部会長 これも複合施設で、その辺は機能でうまく分けるといふことだと思います。ほかにはございませんか。

浅井専門委員 失礼しました。財団と間違えたかもしれません。地方とちょっと勘違いしたんですけれども、国の独立行政法人を含めて悪いことは全然ないんですが、所管がいろいろあったり、今、施設はすべて独立行政法人ですか。あっちに行ったりこっちに行ったりで、いわゆる統計の継続性に波があると困るなど思っただけです。

文部科学省 現在、青少年教育施設ということで独立行政法人立のものは御承知のとおり、オリンピック記念の青少年総合センター、青少年交流の家、青少年自然の家はいずれも国立です。

女性教育施設の独立行政法人立は国立女性教育会館だけでございますので、一応その施設としては特定はできています。

地方公共団体における独立行政法人立があるかどうかについては、少なくとも当方で加味しているものはありませんので、もしここにあるというような情報がございましたら、是非いただきたいと思います。

浅井専門委員 そちらは財団だったかもしれません。私の記憶が違って申し訳ございません。

阿藤部会長 わかりました。

ほかにございますか。齋藤専門委員。

齋藤専門委員 青少年教育施設は文科省が所管しているのは明らかでありまして、今までの統計の中には、地方公共団体の数字しか青少年の利用数は上がってきておりませんので、やはりこれだけの基本法の中にも入りましたが、体験的あるいは自然のとの触れ合いとか人間関係の醸成ということの意味からいくと、国立の施設の持つ意味は大きいものですから、これは是非拡大をしていただけたらと積極的にお願いしたいです。

阿藤部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、基本的にこれは、調査範囲をこのように拡大するというにいたしたいと存じます。

それでは、5番目の調査事項の追加につきまして、文科省から御説明をお願いします。

文部科学省 調査事項の追加は、大きく分けまして3点でございます。

は、施設の老朽化、耐震化に対応ということで、建築年、建築物の構造といったこと。これもここにあるとおりであります。災害時の避難所に指定されていることが多いわけでありまして、老朽化等で耐震化が課題となっております。こういったことについて、きっちり全国的な状況を把握することは、文科省としても非常に有用であろうということで、今回、追加させていただきたいものでございます。

は、学級講座の学習内容でございます。これについては、従来よりもかなり大幅に拡大をして、80種類のメニューを用意して、より詳細に把握したいということでありますが、こんなに細かくして大丈夫かというところが恐らくあるかと思えます。特に報告者の負担として大丈夫だろうかということでありますが、私どもが幾つかサンプル的に聞いた範囲では、多くのこういう公民館とか推進センターのような施設では、日常的に学習内容については把握しているところが多いようでございます。そういう意味で、この程度の細分化された項目であれば、それほど大きな負担にはならないのではないかという御意見もある一方で、やはり細か過ぎるのではないかという御意見も実際ございます。

ですので、その辺の感覚的なことにつきましては、自治体の方々からの御意見も頂戴し

たいと思っております。

ただ、私どもとしては、やはり施設を切り口にした調査ではありますが、その一方で、できるだけいわゆる利用者側の視点からの情報もとらえておきたい。そういう意味では、この項目は非常に大事なところだと思っておりますので、是非そういう観点からも御審議をいただければと考えております。

は、ボランティアの関係であります。従来は、各施設におけるボランティアの登録者数だけを把握しておりましたけれども、それに対して、例えば研修を行っているかどうか、あるいはボランティアの活動としてどういったものやっていたかといったことを項目として追加したいと考えております。こういったものについて把握することにより、施設の活動について、より実質的と申しましょうか、いろいろきめ細かな実態を把握することが可能となりまして、それによって、国あるいは自治体として、こういった施設の活動をどういうふうにサポートしていけばいいかといったようなことを考える上でも、重要な資料になるのではないかと考えておりますので、これについても是非、御審議をいただきたいと思っております。

以上であります。

阿藤部会長 ありがとうございます。調査事項の追加につきまして、基本的に3点ございます。

施設の老朽化、耐震化の対策に関する設問。

いわゆる学級・講座の項目を細分化するということ。

ボランティア活動についての設問をもう少し詳しくするという3点でございます。

それでは、最初に老朽化、耐震化に対する対応についてでございますが、特に1つだけ、もしくは広がりついでにお伺いしたいのは、この問題はかなり横並びで、ほかの調査についても、いわゆる施設関係についてもやられていると思うんですね。その場合、この調査はこういう聞き方、この調査はこういう聞き方ということではなくて、何か共通の質問フレームはあるんでしょうか。

廣松委員 私が知る限り、そういう形にはなっていないように思います。それは恐らく、今後、調査の横断的な問題としては検討していかなければいけない。今のところは、多分それは実現していないと思います。

阿藤部会長 わかりました。

ということで、ほかの調査でもこの問題は社会性が高いので、そういうものを取り入れる方向で今、進められているわけですが、個々の調査によって個別に対応されているということでございます。

そうしますと、この調査はこの設問のたてかたで十分か否かということで、いかがでしょうか。

どうぞ。

野村委員 先ほどは失礼しました。耐震施設だけでなくもよろしいですか。

阿藤部会長 ほかとちょっと違いますけれども、どうぞ。

野村委員 全般的に見たときに、今、まさにおっしゃったように、耐震あるいは老朽化に対応するという視点があり、それによっていろんな統計調査の中に組み入れていくというものはあるのかもしれませんが、そのバランスとして、全体的な調査票の中に、例えばコンピュータの導入状況とか、追加するものをここにたてていますが、今、もう既にあるものとして、導入状況。導入状況の中は、インターネットに接続されているコンピュータの設置台数とか、キャパシティーに関するものがあり、受動喫煙防止のための対策とか、あるいは施設、設備の有無という形で、会議室だとか展示室という調査票がありますが、やはり本来の補足として違うところにも焦点が移っていったのかなと思います。

2点目の学習内容の80分類の項目別というのは、非常に今の目的に適合してきているのかなと思います。先ほどの議論と一緒になんですが、機能と呼ばれておりましたが、経済統計的な用語で言えばアクティビティーという形になると思うんです。図書館施設も持っているし、宿泊施設も持っているという形で、いろんな複数のアクティビティーを持っているものを調査していくという形が、本来重要なんではないかなと思います。記入者負担を増加させない中で、選択として、アクティビティーの補足。そのアクティビティーの補足の中には、例えばレストランみたいな機能とか、軽食ができたり、今、博物館とかにランチを食べに行くような場合もあると思いますけれども、そういうものとか、先ほどの宿泊施設もそうですし、あるいは駐車場みたいなものがあるかもしれません。経済的に意味のある形で対価を取るような有料施設も付随していて、それが地域の休日の過ごし方として地域に根付いているかもしれませんが、そういうものの市場生産といえますか、マーケットプロダクションと呼びますけれども、そういうものと、一方で、公共的に図書館のように無料でサービスが提供されるような非市場生産といえますか、そういう部分のノンマーケットプロダクションの識別を目指すような方向が、最初は経済性の評価と申しましたが、それも重要だと思うんですけれども、その一歩前としても、配分上の視点がどうなのかなという部分が少しございます。ですから、重要性に仮にプライオリティーを付けるとしたらということなんです、検討されるべきであるのかなと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

浅井専門委員 耐震化の点ですけれども、社会教育施設は、いざという災害のときの住民の避難場所になりますので、これは是非重要な項目になると思います。ただし、学校施設の耐震化の文科省の方に関わったことがあるんですけども、この2つだけでは、災害のときに耐えられるかどうかわからないんですよ。

例えばコンクリートづくりであっても、弱いものもあります。ただ筋違を入れるだけで、きちんと耐震化に対応ができている場合もありますので、耐震化に対応しているかどうか。ただ、建築専門ではないですから、どういう項目を入れたらそれが出てくるのか、私はちょっとわかりませんので、建築関係の方にも伺っていただいた方がよろしいんじゃないか

なと思います。もう一つ何か項目が必要になるのではないかと思います。

阿藤部会長 どうぞ。

野島専門委員 浅井さんと大体同じような考え方なんですけど、内容的に築年数は大分いっても、途中で大幅に耐震化の工事をしたとかということになると、実態から大分離れることになりませんが、その辺がなかなか難しい感じがします。つまり、何を知りたいかという観点からすると、この2つでは難しいのかなと思います。

やはり、まず災害があると、まず学校ですね。一番みんな知っていて、そこに行くわけです。そうすると、学校基本調査の中で、これがどうこの観点でとらえられているかと並行してやっていくのが一番いいのかなという印象を持っています。

阿藤部会長 この点について、ほかにございますでしょうか。

それでは、この耐震化、老朽化に関してだけ、文科省のお考えをお願いします。

文部科学省 今、浅井専門委員、野島専門委員からいただきました御指摘は、大変大事なところだと思いますので、そこは引き続き、中で検討させていただきたいと思います。

野村委員からいただきましたマーケットプロダク的な要素というものは、いわゆる利用者にとっての利便性とか、そういったものとも関わってくるのかと思いますが、確かに、今までは文科省の視点からは抜け落ちていた部分かもしれません。報告者負担との兼ね合いも見ながら、その辺もどこまで工夫ができるかということは検討させていただきたいと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。老朽化についてはよろしいでしょうけれども、耐震化ということになると、本当にどういうことを途中でやっているとか、そういうことも多分関わってくるので、その点で本当は少し共通の項目があった方がいいのかもしれませんが、さしあたって、学校について、もしそういう調査があるとなれば、それとよく突き合わせて、専門家の意見も含めながら対応していただきたいと思います。

市場活動的なものについても、確かに利用者側ということで考えると、こういうことは一番気になることの面ではあるんです。レストランとか、駐車場とかということで、もし対応できれば、書いていただきたいと思います。

それでは、については、また後で何かございましたら、戻ることになります。

追加事項 の学級講座の学習内容を、従来の6項目から80項目に大幅に増やし、細分化するという点についてでございます。これについても、たしか浅井専門委員からメモが出ていたと思います。

浅井専門委員 まず、細分化することについては、悪いことではありませんのでいいと思うんですけども、ただ、やはり負担がどの程度なのか。細分化することによって、具体的にになりますから、負担は軽減されるかもしれないですし、あるいは探して一つずつコードを書かなければならないという負担が大変なのかもしれませんし、そこはちょっとわからないので、その御意見をきちんと聞いていただきたいと思います。

あと、細分化することの趣旨がよくわからなかったものですから、それとの兼ね合いで

どうするかということは考えていただければいいと思います。

本当にこの学習内容はやっかいなものでして、例えば一番上にあります「教養の向上」の「パソコン」につきましても、学習者一人ひとりによって違うんですよ。目的との関係で学習を絡めると、教養でパソコンを学習する人もいれば、職業でやる人もいれば、指導者養成でやる場合もあるといったように、本格的にやるとすれば、これは全部分けて、何百もの項目をつくらなければならない項目なんです。どうやりましても、ちぐはぐさというのは残りますから、どこかに学習内容として納めなければなりません。

具体例につきましては、次のページの11番ですが、もう少し見直された方がいいのではないかという点が幾つかございます。

たしかパソコンにつきましては、今までは職業に入っていたのではないかと思うんですが、平成13年の指定統計のときには、IT講習会がありましたために、職業の学級講座数がぼんと上がったことがあります。ですから、恐らく職業のところに入っていたのではないかなという気がします。ですから、その辺をどうするかということについて、御検討いただければと思います。

以上です。

阿藤部会長 これについては、御意見ございますか。

廣松委員 かなりドラスティックに増えた。それは前回の審議のときにも、もう少し活動内容がわかるようにということを反映した結果だと思しますので、そこはいいと思いますが、例えば公民館調査のところ、01～80、99まであるんですが、調査票の設計という意味で01～80まであるということは、極端な場合かもしれませんが、この別添資料6にあります80種類をすべてやっているところがあるとすると書けるようにという意味なんですか。

文部科学省 さようでございます。

廣松委員 そこはちょっと触れませんが、もしそうであるとするならば、ここにA-01～G-99まで全部書いてしまった方がいいんじゃないですか。それで該当するところだけ数値を記入していただくという方法もあるかなと思ったんです。多分それは、集計するときとか、読み取るときの手間等にも関係すると思うんですが、その意味で、今のままだと、記入する人にとっては大変圧迫感があるとか、そこは調査票のレイアウトとか、うちで少し工夫をしていただいた方がいいんじゃないかと思います。

具体的な内容例に関しては、私はよくわかりませんので、先ほど浅井専門委員がおっしゃったとおり、もし見直すべき点があれば、御検討いただければと思います。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。内容の検討もさることながら、質問の仕方の工夫といいますか、調査回答者が答え易いようなことも考えるべきではないかという御意見でございました。

どうぞ。

野島専門委員 少し具体的なことを申し上げたいと思います。

まず、回答をする人がどういう人か。例えば社会教育館に送られたらわからないから、公民館に行くかもしれません。そういうときに、家庭教育学級ですとか、女性セミナー、高齢者学級の中身を見て、この中身はこうだ、この中身はこうだと振り分けていくわけですね。なので、やはり負担が6～8という手間はかなり大きいかなという感じもします。

それから、内容的にちょっと細かいんですが、例えば15番にカルタがあるんですが、囲碁・将棋とカルタは一緒になるんですけれども、普通のカルタはそうですけれども、社会教育などでは、例えば有名な上毛カルタなどは、むしろ郷土の自然とか産業だとか人物の方でよく使われて、郷土カルタというものも、そういうものだと思います。

それから、家庭教育で野外教育、これは野外活動と言ってもいいかもしれませんが、これなどは体育・レクリエーションの方かもしれませんし、家庭教育の11番のライフプランもここでいいのか。職業とか市民意識が全部そろっている。

あるいは最後にもう一個だけ申しますと、指導者養成の中で、1番に施設ボランティアとありますが、本当に施設ボランティアの養成という、施設という名前を入れてしまうのはいいのかどうかとか、いろいろと考えていきますと、この80という分類が何を根拠にしていくのかというところです。

やはり、何か今あるものをお使いになっていけば、それはそれで検討していけばいいわけですけれども、新たにこういうものが出てくると、やはり内容的に、これを基にして今度逆にやっていこうかなんてことになるのと、また実際にプログラムを立てる人もそういう観点になってしまうと、逆効果ということがありまして、それで全体としては、こういう教育内容に関しての調査と、やはり事業という点ではよくて、1つ踏み込んだんですけれども、教育方法に関しては、大変弱いわけですね。それを講座でやっているのか、見学等を入れてやっているのかということが弱いので、そういう点でのバランスも少し考えながら、ここを充実していくのがいいのかなという思いがします。

阿藤部会長 具体的な御意見、ありがとうございました。

ほかにはございますでしょうか。審議協力者の特に自治体の方、いかがでしょうか。

東京都教育庁 東京都でございます。先ほど、委員の先生がおっしゃられましたように、やはり目的で考えますと、パソコンのいい例がございましたが、悩まれるところが結構あるのかなという気はいたします。

ただ、単純に講座名等で考えますと、割とオーソドックスでストレートにぱっとはまるところもあるので、単純に考えてしまえば、書く手間は増えるかもしれないんですが、そんなにその作業量は増えない。ただ、その判断に至る段階で、目的のところ、例えば職業、知識、技術の向上にパソコンがあってもいいのかなということがありますので、この細分化のところは、やはりもう少し内容を検討させていただいた方が、書く側にとっては、より簡単になるのかなという気はいたします。

阿藤部会長 どうぞ。

神奈川県 私どもの方では、今の項目立ての中で、先ほど先生もおっしゃったんですけども、書く方法として、今回の調査等で厳しければ、オンライン調査をやるので、その結果でどの分が把握できる等があれば、それについて省略することもできると思うんですが、80項目のところを入力するのかわかりませんが、そうすると、全体的になかなか公施設の公民館なり、生涯学習センターなり、社会教育行政ですので、ある程度のところは進められると思うんですけども、そのところをより負担がかからないところで進めていただければというのは、感想として持ちました。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ございますか。

どうぞ。

廣松委員 これは大体統計のこういう新しい項目を入れるときの新しいものねだりと言えばそうなんですが、これは最初、野村委員もおっしゃったとおり、受講者の男女別人数だけですね。これは実際に、それぞれの施設が、例えば年齢だとかをとっているのかどうかがよくわかりませんのであれですが、可能であれば、男女以外の属性に関してもとれば、それは大変望ましいと思います。

ただ、今、申し上げましたとおり、そもそもそういう施設でそういう情報をとっていらっしゃるかどうか、そのところはよくわからないものですから、とりあえず希望として一言だけ述べさせていただきました。

野村委員 よく職業のところだと、国際標準職業分類とか日本標準職業分類になりますが、こういう学習内容、SNAとかでも、政府消費と家計消費とか、それぞれの費目の分類が国際的な標準がありますけれども、学習内容についても、非常に面白い分類だなと思います。私は全く知らないんでお聞きしたいんですが、国際的な分類という議論はどこかにないのでしょうか。もしそういうものがあれば、日本の特性、将棋・囲碁・カルタ等はあると思いますが、日本標準学習分類みたいな形が対応していて、それを調査対象、客体にあらかじめ御送付させていただいて、それをむしろ内部で使っていただくような形のフレームづくりが、中長期的にはコスト削減といいますか、検索カードの低減につながるんだろうと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。いろいろ御意見が出ましたが、1つは、現在のこのつくり方ですが、これはもともと6項目あって、その中をいろいろ工夫しながら分けていったというものなのか。そもそも最初から細かいものが先にあって、では6区分ぐらいに分けようかということで、以前の質問表ができたのか。あるいは今のように、80項目やそれに類するものが標準的に存在するかどうかとか、いろいろあると思うんですけども。

文部科学省 そこは、もともとは6種類でやっておりました。

また、野村委員がおっしゃるように、国際学習何とか分類みたいなものがあれば、私どもとしても非常に助かるんですが、そういうものがない中で、ある程度いろんな研究者の

方々の分類ですとか、そういったものも参考にしながら、今回、とりあえずこういう形でつくったものですので、やはりいろいろ改善の余地は私どもとしてもあると考えおります。

将来的には、野村委員がおっしゃるように、ある程度標準的な分類というものがあって、それを日常的にその施設の方で、そういう分類に沿った形の整理を学級講座についてはしておいていただけたら、そこが一番究極の負担軽減ではないかと思っております。

阿藤部会長 今回については、若干個別に御提言というか、例えばIT関係とか出ましたけれども、その辺は何か工夫の余地はございますか。

文部科学省 今日のそういう御意見も踏まえて、そこは検討させていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、廣松委員からありました、最初からコードを入れておいたらどうかというのは、実は中でもそういう意見がございました。どちらが報告者にとって負担軽減になるかは、もう一度検討させていただきたいと思えます。

阿藤部会長 どうぞ。

廣松委員 この学習内容の検討をいただくときの参考として、たしか社会生活基本調査の生活行動の分類に関して、似たような議論をした記憶があります。勿論、こんなに細かくはなってはおりませんけれども、恐らくそれもお考えいただくときの1つの参考になるんではないかと思えます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

あとは、ないものねだりとおっしゃいましたけれども、受講者の男女別以外の年齢とか、物によっては職業とかがあるといいという点については、いかがですか。

文部科学省 済みません、言い落としました。

その点については、恐らく施設によって、多分とっているところととっていないところがあるので、なかなかそれを均一に把握するのは難しいと思えます。

ただ、そのかわりというわけではありませんが、一応横の表の対象別の青少年対象とか成人一般とかのところで、ある程度は把握できるかなと思っております。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これについては、一応よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 ただいま11時51分で、あと9分ほどになっています。新しいテーマに入ると、中途半端になる可能性がありますので、6番のオンライン調査の導入以降については、次回に回したいと思えますがよろしいでしょうか。

廣松委員 それでいいと思えます。

ただ、この調査項目のところで、あともう一つ、ボランティア活動の追加がありますね。それは恐らく、皆さん大変興味をお持ちだと思いますので、そこだけお願いしたいと思います。

阿藤部会長 失礼しました。今の調査項目の追加で、 のボランティアの件でございま

すが、従来あったものからかなり項目を追加し、拡大したということですが、これについていかがでしょうか。

どうぞ。

齋藤専門委員 先ほどの学級講座内容のところとダブってくる可能性があるんですけども、実は資料を送っていただいたので、私の周辺の公民館を6つばかりヒアリングで聞いてきました。それで、ボランティアの分け方のところの記入で、ちょっと書いてもらう人で難しいというか、考えてしまったのは、ボランティアの活動状況のところは団体数、個人数があるわけですが、ここを書くときに、団体数はすぐ出てきまして、男女の内訳の数も出てくるんですが、その次の個人と出てくる分が、団体に含まれている人も対象にするのかしないのかという、非常に単純な質問が出てきます。ですから、団体に所属している人と、全くそうでないけれども、個人で登録まで言うのか、それとも登録はしていないけれども、実際に来て活動をする人は結構いらっしゃるという実情があるものから、この団体、個人という言い方がいいのかどうかわかりませんが、一応調査が10月1日付だろうと思いますので、その時点で1つ分けるか、きちっとする必要があるのかなと思います。

2番目の研修の有無のところ、あると書いて枠に数を入れることになっていんですが、それがボランティア1の活動状況と流れてくるのかどうか。団体と例えばタイアップをしてボランティア研修をやっているところもあったり、公民館主催でやっているところもあったり、NPO法人等に委嘱をしてボランティアの研修をやったりと、これも実態がばらばらなのですが、一般の大衆の方々にボランティアの啓発的な地域活動の必要性みたいな形でやっていくのかということで、1番、2番との関わりの中で、分類がどうなのかという質問が出てきました。

3番目に挙がっております1~6のところなんですが、実は環境の部分が6つの公民館から全く出ませんでした。つまり、事業として考えていないけれども、日々来てもらっている人はいらっしゃるという部分が入ってこないということです。

それから、その他の中で先ほど出ましたように、例えばボランティアという言葉を使った研修の内容が、施設ボランティア養成講座、人材育成研修、サポート養成講座、施設コーディネーター養成講座と、名前が非常に複雑に使われているものから、ボランティアというキーワードだけでうまく把握できるかどうかという問題もありまして、その他がものすごく増える気がいたします。

先ほどもう一つありましたが、パソコン講座は、一般にパソコンの場合には、入門講座から上級講座まで分けているところがあるようですけれども、それが先ほどの分類の中で、技術の部分に入るのか。パソコンという言葉を使っているんですか。多分、そこに内容とボランティアという言葉の実態が、非常に書きづらいなというイメージを受けましたので、一応参考までに情報といたしまして。

阿藤部会長 どうぞ。

野島専門委員 まず、多分ここに書かれると思うんですけども、ボランティアの定義をどうするかということはあると思います。若干の謝礼等を出す習慣も、館によってはあると思います。

全体の例えば公民館の調査票で見ますと、団体、個人としてどう活動しているか、あるいは施設でどう活用しているかということである、ボランティアの活動が公民館での活動になるのか、あるいは地域に対してボランティア活動をしていくのかという点では、二通り考えられるんです。

そういう点では、研修が施設のためなのか、あるいは地域に登録してでかけていくためのものになっていくのか、この辺があいまいかなと思います。私自身は、やはり施設の事業として考えれば、地域に対してボランティアが出て行くということの支援は大変大事ですね。

ところが、ここはどちらかという施設でボランティアをどう活用するかという方に来ています。実際に、今、専任職員を置かない公民館も大分出てきています。そうしますと、施設としては、やはりボランティアでそこをただでやってよみたいなこと、名前はボランティアなんですけれども、実際にはそれをやらないと、地域の中で施設が機能しなくなる。それをボランティアと呼ぶとなると、ボランティアが多ければなんかよさそうだけれども、実はそうではなくて、その活力が細っているという実態も出てきますね。

ですから、これはどうしたらいいのかなというのがとても迷うところですが、余り施設ボランティアというふうにしフトしないやり方もあるのかなという印象を持っております。

阿藤部会長 鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 アンケートを追加なさるといことで、結構なことだと思います。ただ、この研修の有無というのも、社会教育全体がそうなんです、施設のボランティア活動は極めて多様なのでとらえにくいと思うんです。

例えば今、施設ボランティアと野島先生はおっしゃったんですが、それにしても、活動開始時というか、採用時というか、受け入れ時に研修をするようなこともありますし、それ以降、定期的に多くの活動をしている人たちにやる場合もありますし、施設によっていろいろなんです。ですから、そのどこをとらえようとしているのかということ、これはもう全く概括的にボランティアに対して施設が何かやっているかということだけの話だと思います。そのぐらいのとらえかたぐらいしかできないんじゃないかというのが、私の印象でございます。

あと、活動の種類というのは、これもこういう形でやってくださると、形而的なことをとれるようになってくるといいと思うんですが、項目などについては、また御検討いただいた方がいいと思います。青少年のところに託児が必要なのかとか、あるいは女性教育施設などでは、資料を整理するとか、広報活動みたいなものが学習活動の支援として、ボランティア活動が重要になってきたりとかすることがありますので、項目については、また御検討いただければと思います。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

浅井専門委員 なかなか難しい項目であろうと思いますけれども、更に検討する必要があるかもしれませんが、妥当であることは妥当であるのではないかと思います。

先ほど、野島先生がおっしゃったように、ボランティアといいましても、もしも施設ボランティアに限定しないところまでいくのであれば、先ほど学習内容のところの指導者養成とダブルカウントが入ってきますので、それはどうするかということは御検討いただきたいというか、考えていかなければならないと思います。

以上です。

阿藤部会長 ほかにはございますでしょうか。

どうぞ。

野村委員 先ほどの耐震というのは、私の感覚では、建物調査とか専門的な統計調査で振られるべきだと思うんですが、ボランティアに関してはやるというのは非常によろしいのかと思うんです。登録者数という形ではなくて、基本的にはボランティアを提供した時間をはかるんです。もしボランティアをいろいろな政府のアクティビティーとか公的なアクティビティーにおいて完結して、横の共通項目をつくるとしたら、時間数のアクチュアルベースというか、そのようなものが必要なのではないかと思います。

阿藤部会長 どうぞ。

鈴木専門委員 その辺は少し社会教育の立場から、違うような考え方もあると思うんで、私が先ほど申しましたように、ボランティア活動をそこでするということが、施設側の学習活動の支援だという側面もありますんで、その辺はとらえ方がすごく難しいところだと思います。職員のかわりにボランティアの活動をすればいいんだということなのか、職員がいてもボランティア活動として何かをやってもらうということを支援するのが社会教育施設なのだという考え方があったりとかしますんで、その辺りがなかなか難しいんだと思います。

阿藤部会長 ということで、いろいろ御意見が出ましたが、文科省の方からどうぞ。

文部科学省 ありがとうございます。いろいろ貴重な御意見をちょうだいしました。改善する余地もあるのではないかと思いますので、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

阿藤部会長 特にボランティア活動の種類は、施設によって大分違うのではないかと思いますので、その辺、一工夫できましたら、お願いしたいと思います。

それから、施設でのボランティア活動と地域に尽くすものというのは、なかなか難しいと思うんですけれども、その辺も考慮してお考えいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

逆に時間が過ぎてしまって申し訳なかったんですが、課題5番まで終わったということ

にしまして、6番、7番、8番を次回送りにしたいと思います。

それでは、次回の部会につきまして、會田統計審査官からお願いします。

會田統計審査官 次回の部会は、3月13日木曜日の午前10時から、この建物になります。ただし、会議室は6階ではなくて、3階になりますので、よろしく願いいたします。

本日、残された論点に従って、審議をお願いしたいと思います。それから、間に合いましたら、部会長とも御相談させていただきまして、答申の骨子案等もできれば用意したいと思います。

ただ、本日の論点で不足をしているところとか、こういった論点を追加した方がいいのではないかというところとか、次回にはこういう資料があったらということがございましたら、今週いっぱいぐらいまでにメール等でご連絡いただければ、次回の部会のときに用意したいと思いますので、よろしく願いいたします。

阿藤部会長 本日の結果は、3月10日開催の統計委員会で報告いたします。

本日の審議は、これまでといたします。ありがとうございました。